

第2章 健やかに心ふれあう健康・福祉のまちづくり

第1節 子育て支援

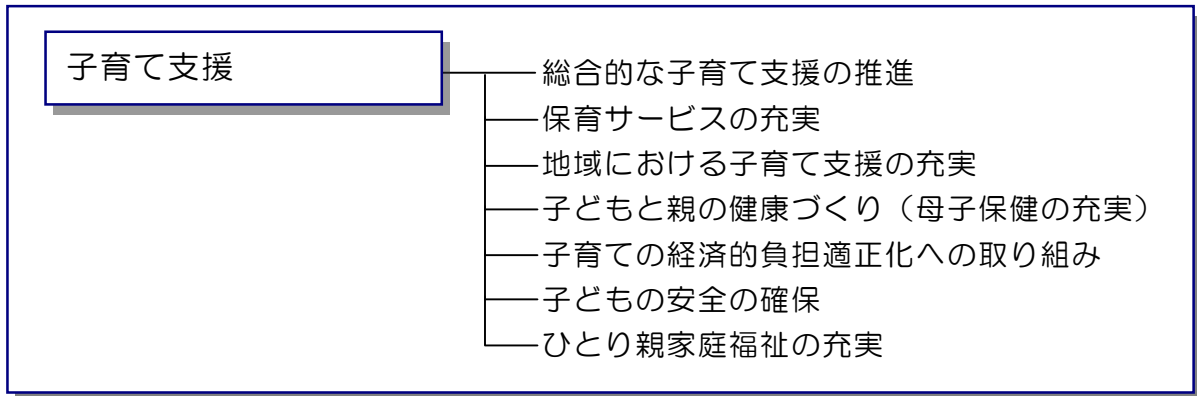
現状と課題

- わが国では急速に少子高齢化が進行しており、労働力人口の減少をはじめ、年金、医療など社会保障への影響や家庭や地域における子どもの育成環境の変化など、社会全体に極めて深刻な影響を与えることが懸念されています。
- 本市には、公立保育所 7 箇所、私立保育園 8 箇所、また認定こども園 1 箇所があり、保育業務を行っています。
- これまで少子化対策として、保育サービスの充実や保育施設の整備、児童クラブの設置、家庭における育児支援や健康管理などに取り組んできましたが、依然として出生率は低下傾向にあります。
- この原因として、核家族化による家庭の子育て機能の低下や地域における養育力の低下、結婚に対する価値観の変化による非婚、晩婚化と離婚の増加、育児と仕事の両立への不安・負担感、子育てそのものの不安の増大などが考えられます。
- 子育てにかかわる施策を総合的、計画的に推進するため、次世代育成支援地域行動計画に基づき、従来の取り組みに加え、さらなる施策の充実に努めています。
- 子育て家庭を市全体で支援していくという視点に立ち、市民一人ひとりが係わりとともに保健・福祉・医療・教育など、様々な分野での連携と、関連機関等が一体となって、家庭や地域の機能を支えるための多面的な子育て支援施策を積極的に推進していく必要があります。
- 24名の結婚相談員を委嘱して結婚相談についての意見・情報交換などを行い、相談や出会いの場づくりなどに取り組んでいます。

施策の目的

次世代を担う子どもたちや子育て進行中の家庭、働きながら子育てをする人たちが、安全でかつ安心して子どもを産み、育てることのできる子育てにやさしいまちの実現を目指します。

施策の体系



主要施策

（１）総合的な子育て支援の推進

次世代育成支援地域行動計画に基づき、相談・教育・情報提供体制の充実を図り、地域の実情や時代に即応した安心して子育てができる施策を推進していきます。

主な事業	内容	課名
次世代育成支援地域行動計画推進事業	次世代育成支援地域協議会及び推進本部等で、子育てに関する実施計画の目標値の設定や進捗状況調査を行い、目標値が達成できるよう支援し、子どもを安心して産み育てることのできる社会の実現を目指します。	子育て支援課

（２）保育サービスの充実

一時預かり保育・休日保育、延長保育や病後児保育など多様なニーズに応じた保育サービスの提供とともに、保育所の充実や保育施設の適正配置を検討し、その整備を図ります。

主な事業	内容	課名
保育対策等促進事業	休日保育・病後児保育・延長保育事業を実施することで、保護者の子育てにおける負担の軽減や仕事と子育ての両立支援など安心して子育てができる環境づくりを推進します。	子育て支援課
特別保育推進事業	保育所において乳幼児を預かる特別保育を推進し、保育ニーズに即応した保育体制を確立するとともに児童福祉の向上を推進します。	子育て支援課
保育施設の充実と統廃合の検討	保育施設の適正規模・適正配置を推進するため、老朽化施設の見直し、分園化や統廃合等の必要な措置を講じます。	子育て支援課

市内保育所（園）園庭芝生化促進事業	園庭を芝生化により緑化し、園児が心身ともに健康に育成する保育環境の整備を推進します。	子育て支援課
認定こども園事業	就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に実施することにより、新たな保育ニーズに対応する子育て支援を進めます。	子育て支援課
保育所地域活動事業	保育園において地域の高齢者等を招く等、三世代交流を推進し、保育の充実と地域福祉の向上を図ります。	子育て支援課
一時預かり事業	保育需要の多様化に伴い、一時的に家庭での保育が困難な場合に子どもを保護者から預かり、保育者の心理的・身体的負担を軽減し、安心して子育てができる環境の整備を図ります。	子育て支援課

（３）地域における子育て支援の充実

児童クラブの設置をはじめ、親同士の交流の場づくりに向けたつどいの広場の開設、子育てサークル・サロン等の活動支援、「子育てガイドマップ」の作成・配布など地域における多様な子育て支援の充実に努めます。

主な事業	内容	課名
子育てサークル活動支援事業	就学前の乳幼児を子育てする親で組織されるサークルや、民生主任児童委員が運営している子育てサロンの活動を助成し、保護者の子育てに対する不安の解消や地域での子育ての活性化を推進します。	子育て支援課
ファミリーサポート事業	育児の手助けを必要としている依頼会員と手助けができる協力会員を結び、会員同士による援助活動を支援することにより、地域で子育てがしやすい環境づくりを進め、子育て家庭を支援します。	子育て支援課
地域子育て支援拠点事業	地域において未就学児童とその保護者を対象に集いの場を提供し、参加者相互の交流を促進する地域子育て支援センター事業の運営を補助します。子育てサークルの育成や支援、育児講座等の実施により、児童の健やかな育ちを促進します。	子育て支援課
児童クラブ利用料減免助成事業	公設の児童クラブと同様に民営児童クラブでも利用料の減免が行えるよう、減免分の助成を行い運営の適正化を図ります。	子育て支援課
児童センター等運営事業	児童センターでは地域の未就学児童とその親が情報交換や子育てについて相談するなどの交流の場を提供します。児童クラブでは、放課後等に小学校１年生から３年生までの児童に対し、家庭に代わる生活の場を提供し、児童の健全な育成と安全確保を図ります。	子育て支援課

子どもフェスタ開催事業	地域住民と子育て支援団体及び行政との協働による親子参加型のイベントを開催し、育児に関する情報提供や保護者の交流の場を設け、地域の子育て支援を実践します。	子育て支援課
養育支援訪問事業	乳児（妊娠期～1才頃）の養育が困難で子育てに関する不安や孤立感を抱える家庭に、保健師、助産師、ヘルパー等を派遣し家事の支援や子育てに関する技術的な支援を行い、子育ての不安や虐待のリスクを軽減します。	子育て支援課

（４）子どもと親の健康づくり（母子保健の充実）

安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての支援及び育児不安の軽減に向けた相談支援体制を強化するとともに、助産師、保健師による訪問支援、育児学級の開催、食育の推進に努めます。

主な事業	内容	課名
乳幼児健診事業	3カ月・7カ月・1歳6ヶ月・3歳・5歳児等の健康診査を行います。	健康増進課
乳幼児すこやか発達相談事業	発達に関する専門相談と育児相談を行います。	健康増進課
母親学級の開催	妊娠・出産・育児の知識や制度の学習・仲間作りの場を提供します。	健康増進課
乳幼児学級の開催	育児の知識や制度の学習・育児相談・仲間づくりの場を提供します。	健康増進課
妊産婦新生児訪問事業	妊娠中と新生児期に保健師、助産師が2回訪問し健康指導を行います。	健康増進課
ママの安心テレホン事業	妊産婦の不安解消のための電話相談を行います。	健康増進課
乳児家庭全戸訪問事業	保健師による2ヶ月児の全戸訪問を行います。	健康増進課
乳幼児継続支援事業	育児上の問題を抱えた保護者に対し保健師による継続した健康支援を行います。	健康増進課

（５）子育ての経済的負担適正化への取り組み

子育てに関する経済的負担の適正化を図るため、保育料の適正設定、不妊治療費の助成、第3子以降の出産祝い金の支給等の子育て家庭の経済的負担適正化への取り組みを推進し、さらにこども医療費助成についても継続します。

主な事業	内容	課名
出産・入学祝金支給事業	第3子以降の児童の出産、ひとり親家庭の児童が小中学校に入進学する際に祝い金を支給します。	子育て支援課
児童手当支給事業	中学生までの児童を養育する家庭に児童手当てを支給します。	子育て支援課

赤ちゃんすくすく支援事業	乳幼児の保護者に最長1年間ベビーベッド、シートなどを貸与します。	子育て支援課
子ども医療費助成事業	児童の健康保持のため医療費の助成を行い、保護者の経済負担の軽減と疾病の早期発見・治療により児童の健康増進を図ります。対象年齢は小学校6年生まで（入院に限り中学3年生まで）。	子育て支援課
不妊治療助成事業	不妊に悩む方に不妊治療費の一部を助成します。	健康増進課

（6）子どもの安全の確保

市民、関係機関等が一体となって、子どもを事故や犯罪等の被害から守るための見守り活動を推進するとともに、児童虐待防止に努めます。

主な事業	内容	課名
児童虐待防止ネットワーク事業	市要保護児童地域対策協議会において、児童の通告・相談を実施し、関係機関の連携による適切な相談業務や虐待の早期発見を行い、児童虐待の防止を図ります。	子育て支援課

（7）ひとり親家庭福祉の充実

ひとり親家庭の生活相談に応じ、各種福祉制度の活用を進めていきます。

主な事業	内容	課名
児童扶養手当支給事業	ひとり親又は両親に養育されていない児童の養育者に手当を支給し、生活の向上を図ります。	子育て支援課
ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭の親と児童が病気やけがで通院・入院した際に負担した医療費保健負担分を助成し、児童の健全育成と生活の安定を図ります。	子育て支援課
母子家庭自立支援給付事業	ひとり親家庭の経済的自立を促進するため、就職に必要な職業訓練や教育訓練等の技能を取得するための支援として、給付金を支給します。	子育て支援課

主な指標

指 標	説 明	現況値 (H23)	目標値 (H29)	関連 施策
次世代育成支援地域 行動計画推進事業の 達成率	全体計画の目標達成率	50%	100%	(1)
延長保育実施保育所 の割合	公立7園、私立8園での延長保育実施の保育所 (園)の割合	100%	100%	(2)
保育所(園)待機児童数	保育所(園)の待機児童の数	0人	0人	(2)
私立保育園入園率	私立保育園の定員に対する入園の割合	110.6%	100%	(2)
公立保育所入所率	公立保育所の定員に対する入所の割合	54.9%	80.0%	(2)
ファミリーサポート センター利用件数	サポートセンターを通じての児童の預かり依頼 件数	142件	205件	(3)
1回当たりの親子遊 び教室参加者数	児童センター等で開催する乳幼児と親を対象と した親子遊びの参加者数	10人	16人	(3)
自由な遊び場開放事業 の一日平均利用者数	地域子育て支援センター等の利用者数	14人	18人	(3)
養育支援訪問回数	助産師、ヘルパーの養育援助家庭等への訪問回 数	45回	60回	(3)
マタニティクラスの 参加者割合	マタニティクラス対象者に占める参加者の割合	29%	70%	(4)
ベビーベット等の 貸し出し件数	赤ちゃんすくすく支援事業におけるベビーベッ ト、シート、バスの貸与件数	81件	95件	(5)
乳幼児・児童虐待 対応件数	市における児童虐待対応件数	27件	15件	(6)
母子、父子相談件数	ひとり親家庭の母子自立支援員、母子相談員へ の延べ相談件数	400件	480件	(7)

参画と協働の指針

市 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちの健全育成のため、家庭の養育力の向上を図ります。 愛情と責任を持って子育てを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 【地域】 <ul style="list-style-type: none"> 地域での見守り活動や子育て支援など健全な子どもが育つ環境づくりに努めます。 保育所、幼稚園、学校、地域、家庭の連携を強化し、子どもたちと地域が交流する機会の創出に努めます。 【事業者】 <ul style="list-style-type: none"> 育児休業の取得や子育て後の女性が再就職しやすい環境をつくれます。

第2節 健康づくり

現状と課題

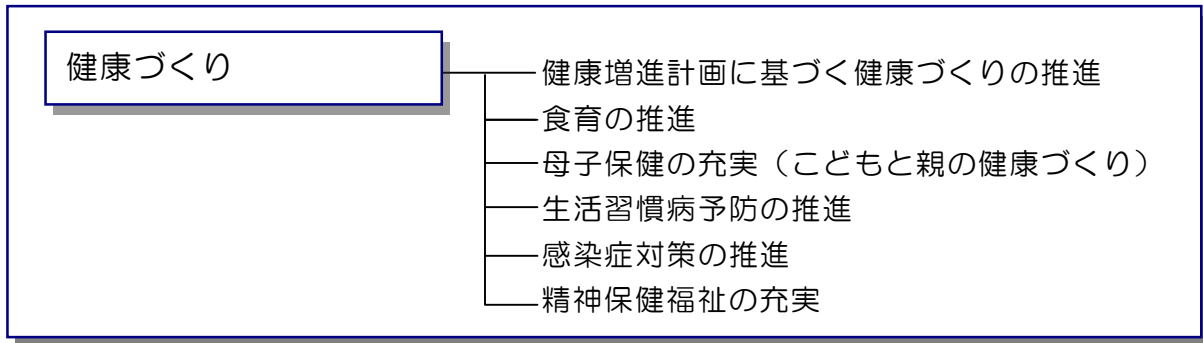
- 少子高齢化が急速に進行する中で、健康に対する人々の関心は一層高まると共に多様化しており、一人ひとりの主体的な健康づくりに向けた環境整備が求められています。
- 本市では、各種健康診査や健康教育・相談などの保健事業の実施、健康づくり推進協議会を中心とした「チャレンジプラス 1,000 歩事業」の実施など、市民の健康の保持・増進を目指した各種施策を積極的に推進しています。
- 「手ばかり」を使った食生活改善推進活動、食育推進計画に基づく食育の推進など「食」からの健康づくりに積極的に取り組んでいます。
- 食生活や生活様式の変化等に伴い、糖尿病等の生活習慣病が増加し、医療費が年々増大しています。医療保険者に義務化されている特定健診、特定保健指導を中心に糖尿病予防に重点をおいた事業を推進します。
- 生活習慣病予防のため、健診・保健指導体制の充実をはじめ、各種保健事業の充実が求められています。
- 少子化が進む中で、子どもを安心して生み、健やかに育てるための母子保健事業を推進します。
- 社会の複雑化に伴う精神保健福祉に対するニーズの高まりへの対応等が求められています。
- 健康づくりの指針となる健康増進計画の策定のもと、健康寿命の延伸と健康格差の縮小などの課題解消が求められています。疾病の発症予防と重症化予防に向けて、市民の健康意識の高揚と主体的な健康づくりの促進を基本に、人生の各期に応じたきめ細かな保健サービスの提供に努める必要があります。
- 市民が主体的に健康づくりに取り組み、地域に根ざした活動を進めるために、相互扶助関係やネットワーク化（ソーシャルキャピタル[†]）に努めることが求められます。

施策の目的

市民一人ひとりの健康寿命の延伸を図るため、市民の自主的な健康づくり活動を促進するとともに、人生の各期に応じたきめ細かな保健サービスの提供に努めます。

[†] ソーシャルキャピタル：地域に根ざした信頼や社会規範、ネットワークといった社会関係資本のこと。

施策の体系



主要施策

（１）健康増進計画に基づく健康づくりの推進

第1次甲州市健康増進計画に基づき、運動習慣の推進、食生活の改善、生活習慣病の予防などの健康づくり施策を総合的、計画的に進めます。そのため、健康づくり推進協議会等、関係団体・関係部門と連携し、市民の主体的な健康づくりを推進します。

主な事業	内容	課名
健康増進計画の推進	生活習慣病予防を中心とした市民の健康全般に関する行動計画です。平成21年度から平成30年度の10年間とし、平成26年に中間評価と見直しを実施します。	健康増進課
健康づくり推進協議会	各組織・団体を中心に、健康増進計画の推進、健康づくり事業の周知啓発を行います。	健康増進課
保健環境委員会	市民の健康増進のため、健康診断希望調査の実施協力及び健康診断への受診勧奨を行います。	健康増進課
その他地区組織活動	神金健康推進会、奥野田健康づくりの会、他健康づくりに関連する自主組織への支援を行います。	健康増進課

（２）食育の推進

心身の健康を増進する健全な食生活の実践に向けて、第2次甲州市食育推進計画に基づき、食育推進会議など推進体制の充実を図るとともに、食生活改善推進員を中心とした「手ばかり」を使った食生活の改善など、関係団体・関係部門と連携して食育の推進を図ります。

主な事業	内容	課名
食育推進計画	第2次食育推進計画（平成24年度から平成28年度）の推進と評価を行います。第3次食育推進計画（平成29年度から平成33年度）の策定を行います。	健康増進課 関係各課

食育推進会議	食育推進計画の策定と推進を行います。	健康増進課 関係各課
食生活改善推進委員会	食生活改善推進員の養成及び委嘱を行います。地域における食生活改善推進活動を実施します。	健康増進課
塩山式手ばかりの推進	食生活改善推進委員会を中心とした「手ばかり」を活用した食生活の改善を進めます。	健康増進課 関係各課
食育の啓発・情報発信	楽しい食卓作りなど世代を超えた共食の推進等をマスメディアや広報等を通じて紹介します。	健康増進課 関係各課

(3) 母子保健の充実（子どもと親の健康づくり）

母性の出発点である思春期や妊娠期から、出産・育児までの一貫した子育て支援をするため、健康診査、健康相談・訪問指導、健康教育などの各事業の一層の充実に努めるとともに、関連部門が一体となって安心して子どもを産み育てられる環境づくりに総合的に取り組みます。

主な事業	内容	課名
乳幼児健診事業	3ヵ月・7ヵ月・1歳6ヶ月・3歳・5歳児等の健康診査を行います。	健康増進課
乳幼児すこやか発達相談事業	発達に関する専門相談と育児相談を行います。	健康増進課
母親学級の開催	妊娠・出産・育児の知識や制度の学習・仲間作りの場を提供します。	健康増進課
乳幼児学級の開催	育児の知識や制度の学習・育児相談・仲間づくりの場を提供します。	健康増進課
妊産婦新生児訪問事業	保健師、助産師が2回訪問し、健康相談を行います。	健康増進課
ママの安心テレホン事業	妊産婦の不安解消のための電話相談を行います。	健康増進課
乳児家庭全戸訪問事業	保健師による2ヶ月児の全戸訪問を行います。	健康増進課
乳幼児継続支援事業	育児上の問題を抱えた保護者に対し保健師による継続した健康支援を行います。	健康増進課

(4) 生活習慣病予防の推進

生活習慣病予防に向けた健診・保健指導の実施をはじめ、がん検診、歯周疾患検診等各種健診の充実と受診率の向上を図ります。また、健康教育及び健康相談・家庭訪問等を通じ、生活習慣改善に向けた個別支援の実施など支援体制の充実を図ります。

主な事業	内容	課名
基本健診	20歳から39歳、75歳以上の方の問診・身体計測・血圧測定・血液検査・尿検査・医師の診察等を行います。	健康増進課

特定健診・特定保健指導	40歳から74歳で国民健康保険加入の方に上記内容の健診及び保健指導を行います。	国保年金課 健康増進課
健診結果説明会	健康診断を受けた方に対して健診結果にもとづく健康相談を行います。	健康増進課
がん検診	胃がん、大腸がん、肺がん、肝臓がん、乳がん、子宮がん等の検診を行います。	健康増進課
歯周疾患健診	市から発行する助成券で歯科医院での歯周疾患の健診を行います。	健康増進課
ヘルスアップ教室	糖尿病の発症予防を目的とした教室を行います。	健康増進課
チャレンジプラス 1,000歩事業	健康増進計画の柱の一つ「まめからだを動かす」を目標に生活活動量をあげ継続維持することで、生活習慣病の予防を行います。	健康増進課

(5) 感染症対策の推進

県・保健所・医療機関との連携のもと、感染症の対策に取り組みます。各種予防接種の安全な実施をはじめ、新型インフルエンザ対策等の構築、市民に向けて感染症の予防策に関する正しい知識の普及啓発に努めます。


主な事業	内容	課名
新型インフルエンザ行動計画の策定	新型インフルエンザの発生に備え、行動計画等の見直しを行います。発生時において市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小になるよう計画の推進をします。	健康増進課 関係各課
予防接種事業	定期予防接種（BCG、不活化ポリオワクチン、3種混合、4種混合、麻疹、風疹、日本脳炎、ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチン等）を医療機関との連携で安全に実施していきます。任意予防接種（子どものインフルエンザ等）を医療機関との連携で安全に実施していきます。	健康増進課

(6) 精神保健福祉の推進

精神保健福祉についての正しい知識の普及に努めるとともに、心の健康づくりを推進します。

主な事業	内容	課名
こころの健康づくり	こころの健康づくり普及啓発を行います。	福祉課 健康増進課
こころの健康相談	精神科医師・臨床発達心理士によるこころの専門相談、精神保健福祉士・保健師による精神保健福祉相談、健康なんでも相談を行います。	福祉課 健康増進課
自殺予防対策	国・県と連携した自殺予防活動を推進します。	福祉課 健康増進課

主な指標

指 標	説 明	現況値 (H23)	目標値 (H29)	関連 施策
健康づくりを推進する市民の割合	主体的に健康づくりに取り組んでいる市民の割合	—		(1)
野菜の摂取状況	毎日野菜を食べている人の割合	60.7%	80%	(2)
母乳育児の推進	3ヵ月児の母乳育児の実施割合	76.0%	78%	(3)
乳幼児健診の状況	乳幼児健診受診率	99.6%	100%	(3)
がん検診の受診率の向上	各種がん検診の受診率	—	40%	(4)
成人の活動量	1日の平均歩数	男5,755歩 女5,793歩	男6,755歩 女6,793歩	(4)
定期予防接種の接種率	生後7歳半までの間に定期接種を完了する子どもの割合	80%	90%	(5)
自殺の状況	自殺による死亡状況（年間死亡数）	4人	0人	(6)

参画と協働の指針

市 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> 健康づくり推進協議会・保健環境委員会と連携し、健診受診率向上を図っていく。 保健環境委員会並びに保健環境推進員との協働により、市民の健康意識の高揚に努める。 食育推進会議・食生活改善推進委員会との協働により食育の推進を行っていく。 神金健康推進会、奥野田健康づくりの会と連携し主体的な健康づくりを行っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 健康増進計画の推進について、関係各課と連携し、計画の具体的な推進を図る。 食育推進庁内会議を中心に各分野において主体的に食育が推進されるよう働きかける。 教育委員会・保育所・福祉介護課と連携し、母子等の困難事例への支援を行う。 新型インフルエンザ行動計画について庁内及び関係機関との連携体制作りを行う。

第3節 医療

現状と課題

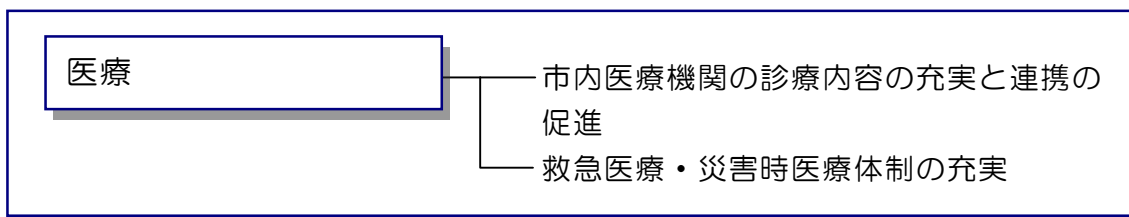
- 少子高齢化の急速な進行とともに医療ニーズはますます高度化、多様化してくることが予想されています。また、医療制度改革により、在院日数の短縮化が図られ、在宅医療のニーズが増加しています。
- 本市には、病院 2 施設、一般診療所 16 施設、歯科診療所 13 施設の医療施設があり、医療サービスが提供されています。
- 市立勝沼病院及び市国保直営大藤診療所は、不採算地域での医療の確保を目的に設置しており、一之瀬高橋地域への出張診療なども含め地域医療の充実に努めています。
- 医療サービスに対するニーズの高度化、多様化、救急医療ニーズに対応し、市内外の医療機関や保健・福祉機関との連携・協力体制の一層の強化を図り、地域医療体制の充実に進めていく必要があります。
- 塩山市民病院との連携を図り、在宅療養のスムーズな移行を図っています。

施策の目的

医師会等との連携を図り地域医療体制の充実に進めます。また、広域的な連携を図り医療ニーズの高度化、多様化に対応できる体制作りを進めます。

市民が安心して医療が受けられるよう医療情報の提供に努めます。

施策の体系



主要施策

(1) 市内医療機関の診療内容の充実と連携の促進

医師会等との連携のもと、医療ニーズに対応できる市内医療機関の診療内容の充実、在宅医療の充実等に努めるとともに峡東保健福祉事務所を始め近隣市との連携、協力による地域医療体制の充実に努めます。

主な事業	内容	課名
医師会等との連携促進	甲州市医師会、歯科医師会と連携を図りながら、適切な医療サービスが提供できる医療体制の充実に努めます。	健康増進課
医療情報の提供	市民や関係機関・団体に対し、地域における保健、医療情報の提供に努めます。	健康増進課
訪問看護ステーション事業	介護保険対象外となる年齢の重度障害者や難病等医療的支援を必要とする方に対して、健康保険法・高齢者医療制度に基づく訪問看護を行います。	介護支援課

(2) 救急医療・災害時医療体制の充実

峡東保健福祉事務所をはじめ、東山梨消防本部など関係機関と連携して、救急・休日・夜間医療の充実、大規模災害時医療体制の整備促進を図ります。また、小児救急医療体制、救急医療情報システムの整備など広域連携を図って行きます。

主な事業	内容	課名
休日夜間急患診療体制運営事業	峡東地域保健医療推進委員会を中心とした休日夜間急患診療体制、「輪番型」「在宅型」「つめる方式」の体制整備を図ります。	健康増進課
小児救急医療事業	県内2箇所に設置されている小児救急医療センターにより、小児を対象とした救急医療体制が図られています。	健康増進課
周知啓発事業	救急医療に関する市民の正しい認識と理解を深めるため、市民に周知・啓発を行います。	健康増進課

主な指標

指標	説明	現況値 (H23)	目標値 (H29)	関連 施策
地域医療施設の充実や救急体制の満足度	まちづくりアンケート調査現状評価 (加重平均値)	0.01	0.22	(1)(2)

参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・相談できるかかりつけの医者を持ちます。 ・適正受診に心掛けます。 ・子供の病気・救急法等について学び、適正に対応できるよう心掛けます。 	【医療機関】 <ul style="list-style-type: none"> ・安全で質の高い医療を提供します。 ・医療機関相互の連携による効率的な医療を提供します。

第4節 地域福祉

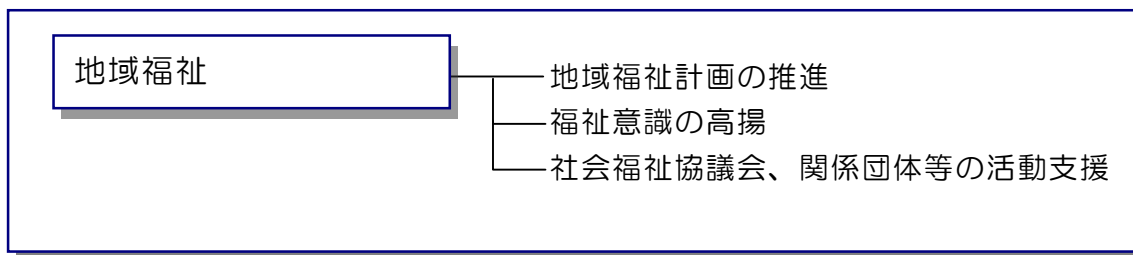
現状と課題

- 少子高齢化の急速な進行に伴い、家族形態に変化がみられ、地域社会においても共同体としての意識や支え合いの機能が希薄になっています。だれもが住み慣れた地域で、安心して健康に暮らし続けたいと願っており、そのためには、地域社会に住む一人ひとりが、お互いに思いやりを持って助け合う関係づくりが求められています。
- 本市では、社会福祉協議会が地域の高齢者や障害者等に対する幅広いサービスや事業を行い、地域福祉活動の中核的な役割を担っているほか、社会福祉協議会と民生・児童委員、ボランティア団体等とが連携し、地域に密着した様々な活動を展開しています。
- 今後、少子高齢化はさらに急速に進行し、援助を必要とする高齢者や障害者等が増加し、地域における福祉ニーズはますます増大・多様化することが見込まれます。
- 地域福祉を総合的に推進するための地域福祉計画を策定し、ノーマライゼーション*の理念の啓発・広報活動を推進し、より多くの人々の福祉活動への参画を促進し、地域で支え合う福祉体制をつくり上げていく必要があります。
- また、2箇所の福祉センターは指定管理制度を導入し、経営の改善・向上を図りながら、市民の健康と福祉の増進に努めています。

施策の目的

すべての市民が住み慣れた地域で支え合いながら安心して暮らせるよう、社会福祉協議会や関係団体等の活動を支援するとともに、市民一人ひとりの福祉意識の高揚を図ります。

施策の体系



* ノーマライゼーション：すべての人が等しく生きる社会の実現。

主要施策

(1) 地域福祉計画の推進

地域福祉を総合的に推進するため、福祉サービスの利用促進や市民参画の促進に向けた地域福祉計画を推進します。

主な事業	内容	課名
地域福祉計画の推進	市民誰もがそれぞれ自分らしく、安心していきいきと暮らすことができるよう、地域福祉力を高める方向性、ビジョンを掲げ、その実現のための必要な施策を推進します。平成21年度から平成25年度の5年間とし、平成25年度に見直しを実施します。	福祉課

(2) 福祉意識の高揚

広報・啓発活動や福祉教育の推進、高齢者や障害者等と地域住民との交流事業の展開等を図り、市民の福祉意識の高揚に努めます。

主な事業	内容	課名
福祉のまちづくり事業 (社会福祉協議会委託事業)	地域福祉啓蒙活動事業、世代間交流事業、こうしゅう福祉祭り、老人趣味のグループ活動などを行います。	福祉課
福祉のまちづくり事業 (老人クラブ連合会委託事業)	老人生きがいバス事業、老人スポーツの集い事業、ことぶきマスター実践発表・交流会などを行います。	福祉課
福祉のまちづくり事業 (身体障害者福祉会委託事業)	視覚障害者歩け歩け大会、障害者スポーツ活動、身体障害者研修事業などを行います。	福祉課


(3) 社会福祉協議会、関係団体等の活動支援

社会福祉協議会をはじめ、民生・児童委員、各種関係団体の活動支援に努め、地区公民館等を拠点に高齢者などが地域で交流できる各種福祉活動の活発化を促進します。
また、福祉ボランティアの育成、NPO*の活動を支援します。

主な事業	内容	課名
社会福祉協議会12支部活動費補助	市内社会福祉協議会12支部に地域支部の活動費として補助しています。	福祉課
社会福祉協議会職員人件費補助	社会福祉協議会職員人件費を補助します。	福祉課
ボランティアセンター運営事業補助	ボランティアセンターが運営する広報啓発事業、相談登録斡旋事業、研修事業の3本の事業費を補助します。	福祉課

* NPO：民間非営利団体

主な指標

指 標	説 明	現況値 (H23)	目標値 (H29)	関連 施策
福祉ボランティア 参加者割合	福祉に関するボランティア活動へ参加したこと のある市民の割合	33.7%	44.5%	(1)
老人クラブ会員数	老人クラブの会員となっている市民の人数	2,226人		(2)
福祉ボランティア 団体数	福祉ボランティア団体の登録団体数	19	25	(3)
社会福祉協議会 ボランティア登録者数	社会福祉協議会ボランティア登録者数	257名	340名	(3)

参画と協働の指針

市 民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> 地域における身近な福祉活動やボランティア活動への理解を深め、積極的に参加します。 	<p>【地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域コミュニティとして、民生委員やボランティアと適切な役割分担のもと、地域の高齢者、障害者、子ども、生活困窮者に対する支援活動を主体的に行います。 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域福祉に貢献しやすい環境づくりに勤めます。 <p>【社会福祉協議会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域福祉活動計画を推進します。

第5節 高齢者施策

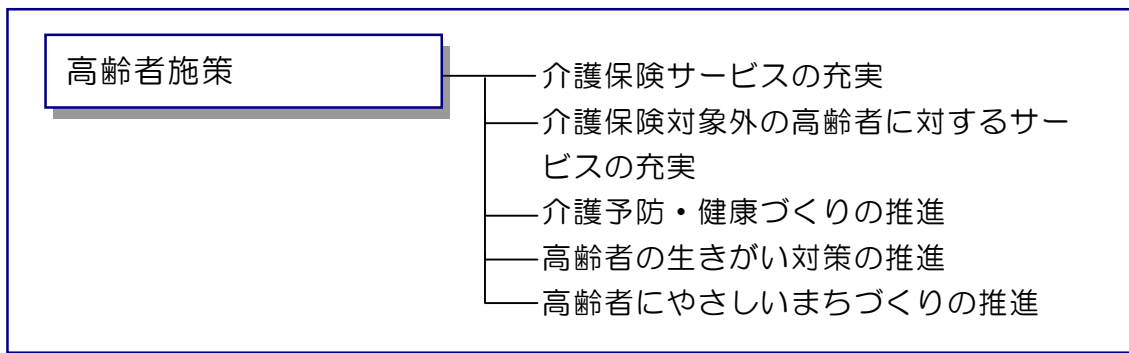
現状と課題

- わが国では、団塊の世代がすべて高齢期に入る平成 27 年頃には、高齢者人口が急激に増加し、これまでの状況をはるかに超えた高齢社会を迎えることが予想されています。
- 本市においては、65 歳以上の高齢者が 29.4%（平成 24 年 10 月 1 日現在）と高齢化が進んでいます。これに伴い寝たきりや認知症などにより介護・支援を必要とする高齢者の増加、介護の程度の重度化・長期化、ひとり暮らし高齢者の増加、女性の社会進出に伴う家族介護力の低下など、高齢者施策の充実を引き続き市全体の大きな課題となっています。
- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、介護予防を重視した施策を展開しているとともに、高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進、健康づくりの推進などに取り組んでいます。
- 高齢者の多くは、住み慣れた地域で安心して生活し続けられることを望んでいることから、地域包括支援センターを中心に在宅サービスの充実はもとより、要介護等の状態とならないための介護予防対策の推進が重要となっています。
- 在院日数の短縮化が進む中、医療的管理が必要な方の在宅療養が課題となっています。訪問看護ステーションでは、住み慣れた家で快適な療養生活が送れるよう一人ひとりの状態にあわせた訪問看護サービスや居宅介護支援を提供しています。
- 高齢者保健福祉・介護施策全般の一層の内容充実を図り、すべての高齢者が健康で生きがいをもち、安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

施策の目的

高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきと安心して暮らすことができる地域づくりを目指し、介護予防を柱とした各種施策を総合的、計画的に推進します。

施策の体系



主要施策

(1) 介護保険サービスの充実

各種介護保険サービスの充実に努めるとともに、地域包括支援センターを中心として、地域における「総合相談・支援」、「介護予防マネジメント」、「包括的・継続的マネジメント」を実施し、介護予防サービス及び地域支援事業の円滑な提供・実施を図ります。

主な事業	内容	課名
居宅サービス事業	介護保険法による居宅介護サービス事業者として訪問看護事業を、介護予防サービス事業者として介護予防訪問看護の提供を行います。	介護支援課
居宅介護支援事業	介護保険法に基づく居宅介護支援事業を行います。	介護支援課

(2) 介護保険対象外の高齢者に対するサービスの充実

介護保険対象外の高齢者に対する介護予防・生活支援に向けた各種保健福祉サービスの充実に努めます。

主な事業	内容	課名
配食サービス事業	在宅で生活している食事の支度等が困難な者に食事を定期的に配食することにより、健康を保持し、また、利用者の安否の確認を行います。	介護支援課
訪問理美容サービス	在宅高齢者のうち、身体状況等により美容院・美容院にいけない者に、居宅で理容のサービスを受けられるようにし、在宅高齢者の生活の質の向上を図ります。	介護支援課
らくらくお出かけサービス	在宅高齢者（前年所得税非課税世帯）で、身体状況等（老衰、心身の障害、傷病等）により一般の交通機関（バス、鉄道）を利用し難い者にタクシー券の交付により外出支援サービスを提供し、閉じこもりがちな在宅高齢者の積極的な社会参加を促進することで生活の質の向上を図ります。	介護支援課
軽度生活援助サービス	在宅の一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯に軽易な日常生活上の援助を行うことにより、自立した生活の継続を可能とするとともに、要介護状態への進行を予防します。	介護支援課
高齢者日常生活用具給付事業	要援護高齢者や一人暮らし高齢者（生活保護世帯又は生計中心者が所得税非課税世帯）に日常生活用品（火災報知機、電磁調理器）を給付することにより日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資します。	介護支援課

甲州市介護用品 支給サービス事業	在宅で寝たきりや認知症の高齢者に介護用品等を支給することにより、介護を行っている家族を援助します。 (常時失禁状態の者で概ね毎月5千円以上の介護用品が必要で、市民税非課税世帯、要介護4以上の者。)	介護支援課
在宅介護特別支援事業	一ノ瀬高橋地域への介護保険上乘せサービスを行います。	介護支援課

(3) 介護予防・健康づくりの推進

保健・医療・福祉の連携を強化し、介護予防に向けた健診及び保健指導の充実など保健サービスの提供に努めるとともに、総合的な高齢者の健康づくりを推進します。

主な事業	内容	課名
介護予防事業の実施	高齢者が要支援及び介護状態になるのを予防し、地域で自立した日常生活が送れるように支援します。 1 2次予防高齢者者把握事業の実施 2 1次予防高齢者事業の実施 3 2次予防高齢者事業の実施	介護支援課
包括的支援事業の実施	高齢者が地域で安心して生活できるよう、専門的な相談や支援を行っていきます。 1 総合相談支援事業を実施します。 2 虐待防止・早期発見、権利擁護支援事業を実施します。 3 要支援認定者及び2次予防高齢者のケアマネジメントを実施します。 4 ケアマネジャーへの相談支援を行います。 5 介護者家族会の支援を行います。	介護支援課

(4) 高齢者の生きがい対策の推進

社会福祉協議会と連携して、高齢者の生きがいづくり、社会参加の促進に向け、学習・スポーツ活動機会の拡充、地域福祉活動などのボランティア活動の促進等余暇、生きがい対策に努めるとともに、就労支援に向けシルバー人材センターの支援及び有効活用を図ります。

主な事業	内容	課名
高齢者社会活動推進 事業費補助金	高齢者の社会活動を推進するため、市内老人クラブ及び老人クラブ連合会の活動に補助を行います。	福祉課
敬老の日記念施行 事業費補助金	老人クラブ連合会が開催する福祉大会に補助を行います。	福祉課

(5) 高齢者にやさしいまちづくりの推進

地域福祉の推進や住宅環境の整備、防災・防犯・交通安全対策の充実など、高齢者にやさしいまちづくりを総合的に推進します。また、ネットワークを活用した高齢者の健康状態の把握や緊急時の対応などの検討を図ります。

主な事業	内容	課名
緊急通報システム (ふれあいペンダント事業)	在宅の虚弱な一人暮らし高齢者の急病、事故などの緊急事態に対応するため、携帯用無線発信機・緊急通報用電話機を高齢者の自宅に設置します。通報・出動・維持管理は、東山梨消防本部が行います。	介護支援課

主な指標

指標	説明	現況値 (H23)	目標値 (H29)	関連 施策
訪問看護件数	訪問看護ステーションが訪問看護サービスを提供した延べ件数	3,389件		(1)
配食サービスの利用者数	配食サービス（介護食・治療食）を利用した実人数	17人		(2)
2次予防対象者への対応率	2次予防対象者のうち相談や訪問等で対応できた人の割合	24.8%	50.0%	(3)
2次予防事業への参加率	2次予防対象者のうち2次予防事業に参加した人の割合	6.6%		(3)
1次予防事業への参加数	1次予防事業への参加者数	2,872人		(3)
老人クラブでの事業数	老人クラブ主催で開催した事業の数	13		(4)
要介護認定者の割合 (65歳以上)	介護保険の認定（要介護・要支援）を受けている高齢者（65歳以上）の割合	15.7%		(1)~(5)

参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> 健康づくり意識を高め、日頃から自主的な健康づくりや生きがいづくり、介護予防に取り組みます。 介護予防事業や地域支援事業に積極的に取り組みます。 	<ul style="list-style-type: none"> 【地域】 <ul style="list-style-type: none"> 公民館など活動の場の確保を図り、高齢者の社会参加を支援します。 ひとり暮らしの高齢者の見守り、声かけなど地域での連携、支援を行います。 【団体】 <ul style="list-style-type: none"> 地域の福祉の担い手として活動します。

第6節 障害者施策

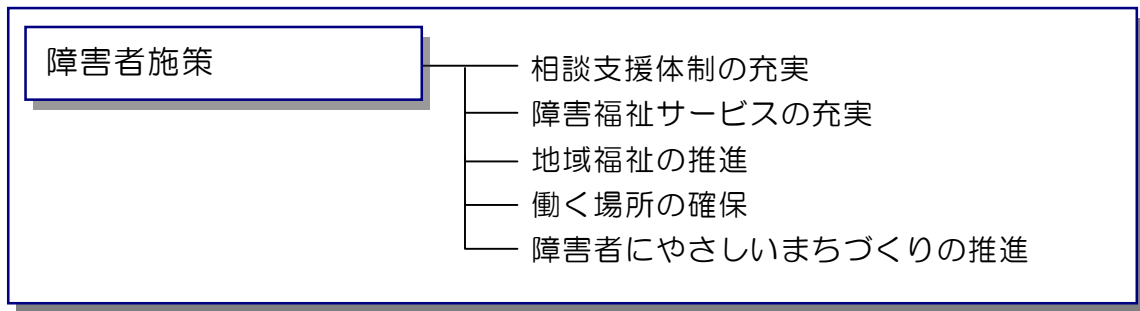
現状と課題

- 近年、障害者数はますます増加しており、本人及び介護者の高齢化、中途障害者の増加傾向、障害の多様化など障害のある人を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。
- 従来の「障害者自立支援法」は、平成 25 年 4 月に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に移行され、障害者向け福祉サービスの対象に一部の難病患者が追加されるなど重度者訪問介護サービスの対象拡大などが行われます。市としても同法律の理念に基づき、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指します。
- 本市の障害者手帳交付者は 2,059 人（内訳：身体障害者手帳交付者 1,617 人、療育手帳（知的）交付者 219 人、精神障害者保健福祉手帳交付者 223 人）（平成 24 年 4 月 1 日現在）となっており、関係機関と連携しながら、手帳の交付や各種の相談、生活などの支援をはじめ、障害者自立支援法に基づく障害者自立支援給付や障害の予防と早期発見のための保健・医療サービス、さらには障害者の社会参加や就労の促進など、多様な施策を推進しています。
- 特に、障害者が抱える様々な生活課題に対応するため、専門職員を配置した障害者地域生活支援センター（福祉あんしん相談センター）において、相談体制の充実を図っています。
- また、平成 24 年 10 月 1 日からの「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の施行に伴い、身体的や、心理的外傷を与える言動、放置などの虐待への対応も図っています。
- 平成 18 年度に施行された「障害者自立支援法」に基づき、策定した障害者総合計画、ノーマライゼーションの理念の一層の浸透をはじめ、相談・情報提供体制の充実や各種サービスの充実、就労機会の拡大や社会参加の促進など、障害者施策の総合的推進に取り組んでいます。

施策の目的

すべての障害者が地域社会の一員として自立し、安心して暮らせるよう、必要なサービスの把握や適切なサービスの提供など各種施策を総合的、計画的に推進します。

施策の体系



主要施策

(1) 相談支援体制の充実

障害の種別を問わず相談できる総合相談窓口を中心としながら、ケアマネジメントの確立を図り、障害者自身が相談員となるピアカウンセラーを配置します。また、一人ひとりの環境にあった適切な就学・就労相談及び指導に努め、障害者自立支援協議会を中核とした推進体制の強化を図ります。

主な事業	内容	課名
障害者地域生活支援センター (福祉あんしん相談センター)	基幹相談支援センターを設置し、障害がある人（児を含みます）の相談を総合的に受ける体制を作ります。	福祉課
障害者虐待防止センター	障害者地域生活支援センター内に、障害者虐待防止センターを設置し、虐待の通報や届け出を受理し、適切に虐待に対応します。	福祉課
障害者相談員	身体、知的、精神の3障害について、障害者自身やその家族が、身近に相談できる相談員を設置します。	福祉課
障害者自立支援協議会	関係機関の連絡体制の構築や調整、総合的なサービス調整、障害者の権利擁護や制度、施策の普及啓発などを行えるよう協議します。	福祉課

(2) 障害者福祉サービスの充実

「福祉あんしん相談センター」のさらなる充実と関係機関との連携のもと、ニーズに対応した質の高いサービスが確保できるよう努めていきます。また、家庭環境や生活環境の変化に対応し、障害者やその家族の意識の変化に対応する機会を設けるよう支援をしていきます。

主な事業	内容	課名
障害福祉サービスの実施	障害者総合支援法に基づく、在宅サービスや施設入所などのサービスを実施します。	福祉課

障害児サービスの実施	児童福祉法に基づく、障害児通所支援などの障害児に対するサービスを実施します。	福祉課
地域生活支援事業の実施	移動支援事業、日中一時支援事業、成年後見制度利用支援事業、訪問入浴事業、コミュニケーション支援事業、地域活動支援センターなど、甲州市の実態に即したサービスを実施します。	福祉課

(3) 地域福祉の推進

障害者が安心して自立した生活を送るために、障害児保育、特別支援教育などの充実に努めるとともに、地域生活支援事業を確実に実施し、家族会や当事者団体などの育成・支援や、障害と障害者への理解を深め、ともに生きる地域づくりを進めます。

主な事業	内容	課名
地域生活支援事業の実施	地域活動支援センターの実施、手話通訳奉仕員養成講座の開催などを行います。	福祉課
障害者支援ガイドラインの推進	障害者支援ガイドラインを推進し、支援の基本的指針や今後の支援の質の向上を図ります。	福祉課

(4) 働く場所の確保

障害者が可能な限り一般就労につけるよう、関係機関との連携のもと、事業所への啓発に努めるとともに、施設における生産活動への支援など福祉的就労機会の充実を図ります。



主な事業	内容	課名
障害者就労施設等からの物品の調達	障害者優先調達推進法により、障害者就労施設等からの物品等の調達方針を策定し、障害者の仕事を増やします。	管財課

(5) 障害者にやさしいまちづくりの推進

障害者等が利用しやすい施設整備や道路整備を進め、すべての市民にとって利用しやすい環境の推進を関係機関と連携して図ります。

主な事業	内容	課名
公共施設のバリアフリー化	既存の公共施設において、エレベーターやスロープの設置、段差の解消等を実施	建設課

主な指標

指標	説明	現況値 (H23)	目標値 (H26) ※	関連 施策
福祉施設から一般就労への移行者数	福祉施設から一般就労に移行する、1年度あたりの人数	3	4	(1)(2)
就労移行支援事業の利用者数	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業を利用する人の割合	—	13.8%	(1)(2)
就労継続支援A型事業の利用者の割合	就労継続支援事業のうち、雇用契約を結ぶ利用となるA型の利用者の割合	—	20.0%	(1)(2)
サービス利用計画作成者数	障害福祉サービスの利用者へのサービス利用計画の作成数	3	153	(1)(2)
手話通訳奉仕者養成講座登録者数	手話通訳奉仕者養成講座への登録者数	—		(3)
障害者就労施設からの物品の調達金額	障害者就労施設から物品を調達した額	—		(4)
バリアフリー化の対応をした箇所数	道路、施設等においてバリアフリー化に対応した箇所数	1	2	(5)

※H29までの長期計画に基づく指標設定が困難なため、H26までとする。

参画と協働の指針

市民	地域・団体・事業者
<ul style="list-style-type: none"> 障害者への理解を深め、自立や社会参加への支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 【地域】 <ul style="list-style-type: none"> 障害者が参加できる地域活動の機会をつくれます。 障害者が安心して生活できる環境をつくれます。 【事業者】 <ul style="list-style-type: none"> 障害者の雇用拡大と施設等のバリアフリー化を図ります。

第7節 社会保障

現状と課題

- 急速な少子高齢化や経済の低成長への移行、生活様式や意識の多様化など社会環境が大きく変化する中、年金・医療を中心とした社会保障制度のあり方が国を挙げた大きな課題となっています。
- 国民健康保険制度については、医療費の適正化、国民健康保険税の収納率の向上等に努めてきました。年々医療費が増大し、厳しい財政運営状況が続く中、今後さらに各種保健事業の推進、医療費抑制対策が重要となります。また、保険財政の安定化を目指した制度維持に向け、国民健康保険の広域化実現を図るため、都道府県単位を運営主体とする検討が課題となっています。
- 国民健康保険の健全化に向けて、特定健康診査等実施計画に基づき、特定健康診査及び特定保健指導を実施し、生活習慣病の予防による医療費の適正化に努めるとともに、被保険者の健康づくりを支援するため保健事業の推進が求められています。
- 国民年金については、窓口で各種届出の受付や制度の説明、相談を行なうとともに広報誌等を通じて制度の啓発に努めてきました。今後さらに年金機構と連携し、国民年金に対する理解を求め、不安の解消を図ることにより納付等の向上を目指します。
- 生活困窮者は、平成20年秋のリーマン・ショックを機に激増し、高齢化に加え、東日本大震災や欧州経済危機などの影響で今後も増え続けると考えられます。このため、今後とも関係機関との連携のもと、経済的自立と生活意欲の高揚を促すための施策を展開していく必要があるとともに、生活保護制度の見直しが国を挙げた大きな課題となっています。
- また、本市では、身体又は精神上の障害により、独立して日常生活を営むことのできない要保護者のため、生活保護法による救護施設の鈴宮寮を設置しています。
本施設には、さまざまな障害者が入所しているため、個々の障害とそのレベルに適した自立支援に向け、専門性を高めながら一層の運営充実を目指し、指定管理者制度等の民間活力の導入を検討します。

施策の目的

すべての住民が健康で文化的な暮らしを営み、不安のない生活を送ることができるよう、国民健康保険制度の健全化、国民年金制度の啓発、生活困窮者の支援強化に努めます。

施策の体系

社会保障の充実

国民健康保険事業の健全化

国民年金制度の啓発

生活困窮者の支援強化

主要施策

(1) 国民健康保険事業の健全化

国民健康保険運営の健全化に向けて、特定健康診査等実施計画に基づき、特定健康診査及び特定保健指導を実施し、生活習慣病の予防を図るとともに被保険者の健康づくりを支援するため保健事業の推進を図ります。

主な事業	内容	課名
適用の適正化事業	国民健康保険資格適用の適正化を図り、安定的かつ健全な制度運営に努めます。	国保年金課
医療費の適正化事業	診療報酬明細書の効率的な点検等を行い、医療費の適正化を図ります。	国保年金課
後発医薬品利用促進事業	後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用促進に努めます。	国保年金課
収納率向上対策事業	賦課の適正化に努め、収入の確保を図ります。	税務課、収納課
特定健康診査・特定保健指導	特定健康診査・特定保健指導の実施により疾病の早期発見や生活習慣病予防を図り、また、健診結果に基づく指導等を充実し、健康管理意識の向上を図ります。	国保年金課

(2) 国民年金制度の啓発

広報・啓発活動の推進や年金相談体制の充実を図り、制度についての正しい理解を深めていきます。

主な事業	内容	課名
国民年金制度啓発事業	日本年金機構との連携を密にし、年金相談体制の充実を図り、市民の年金受給資格を確保するため国民年金制度の啓発を推進します。	国保年金課

(3) 生活困窮者の支援強化

国の制度改革に沿った、適切な生活困窮者への支援の施行を実施いたします。また、急増している生活保護世帯に対し、ケースワーカー、民生・児童委員及び、平成 24 年度から配置した就労支援専門員との連携のもと自立・就労支援に向けた対策強化に取り組みます。さらに、生活保護費の約半分を占めている「医療扶助」に対し国の制度改革に沿った医療費の抑制に努めます。

身体や精神に障害があり、経済的な問題も含めて日常生活をおくるのが困難な救護施設の鈴宮寮の入寮者が、健康で安心して生活できるよう適切な管理運営に努めます。

主な事業	内容	課名
生活保護受給者就労支援	就労支援員による就労意欲の喚起、履歴書の書き方や面接の受け方の指導、公共職業安定所への同行訪問等を行い、就労による経済的自立の支援を図ります。	福祉課
医療扶助の適正実施・推進	後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進など医療扶助の適正化対策の推進に努めます。	福祉課
鈴宮寮の運営事業	入寮者の生活扶助及び適切な健康管理に努めます。	鈴宮寮
鈴宮寮の管理事業	入寮者が安全で快適な生活を過せるよう、施設環境の整備に努めます。	鈴宮寮

主な指標

指標	説明	現況値 (H23)	目標値 (H29)	関連 施策
国保税収納率	国保税収入額／国保税調定額	92.8%	93.5%	(1)
特定健康診査の実施率	40 歳から 74 歳までの国民健康保険加入者を対象として、内臓脂肪型肥満に着目した健康診査の実施率	42.8%	60.0%	(1)
特定保健指導の実施率	特定健康診査の結果により、生活習慣病を改善するための保健指導の実施率	44.5%	60.0%	(1)
福祉サービス第三者評価の評価内容	第三者評価における判断基準項目が A～D の 4 段階評価で、A 評価を受けた項目の数	—	90%	(3)
被生活保護者の就職率	被生活保護者のうち母子世帯及びその他世帯の稼働年齢層にある者の中で就職をした者の割合	16.5%	25.0%	(3)
医療扶助費の抑制	後発医薬品の使用促進による医療扶助費の抑制。平成23年度の一人当たり平均医療費を100とした目標値	100	75	(3)

参画と協働の指針

市 民	地 域 ・ 団 体 ・ 事 業 者
<ul style="list-style-type: none">• 疾病の早期発見に努め、重症化を防ぎます。• 適正な受診、また、健康保持に努めます。• 年金制度の理解を深めます。	<ul style="list-style-type: none">【社会福祉協議会】• 生活困窮者に対し一時的な小口資金や生活福祉資金の活用を図ります。【民生委員】• 地域の代表として、市民からの生活相談を受けて行政につながります。また、行政と連携して生活保護世帯の自立を支援します。